

# 津山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1.目的

本市では、令和3年3月に津山市耐震改修促進計画を改定し、令和7年度における耐震化率の目標値を95%とした。

この目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、津山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2.位置付け

アクションプログラムは津山市耐震改修促進計画2章第2に基づき策定する。

## 3.対象区域

アクションプログラムの対象区域は、津山市全域とする。

## 4.取組内容・目標・実績

### (1) 計画

|        | 令和5年度取組内容   | 令和5年度目標  |
|--------|---|--|
| 計<br>画 | (1) 財政的支援<br>①住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施<br>②住宅の耐震改修工事費に対する一部補助を実施   | ・住宅に対する耐震診断<br>補助戸数：8戸<br>・住宅に対する耐震改修工事<br>補助戸数：2戸   |
|        | (2) 普及啓発等<br>①住宅所有者に対する直接的に耐震化を促す取組（戸別訪問）<br>i) リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する。<br>ii) 不在の場合は資料をポスティングする。<br>iii) 訪問結果を記録する。<br>②耐震診断の実施者に対する耐震化促進<br>i) 耐震診断結果報告時におけるリーフレット等の配布・説明等により耐震改修を促進 | 過去3年間の実績   |
|        |   | 【令和2年度】<br>・住宅に対する耐震診断<br>補助戸数：3戸<br>・住宅に対する耐震改修工事<br>補助戸数：0戸<br>【令和3年度】<br>・住宅に対する耐震診断<br>補助戸数：2戸 |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ii) 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して電話連絡等により、耐震改修を促進</li> <li>③改修事業者の技術力向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施（県主催）</li> <li>ii) 県ホームページに耐震改修事業者リストを公表</li> </ul> </li> <li>④耐震化普及啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 広報誌に耐震診断及び耐震改修補助等の内容を掲載し、耐震改修の必要性の周知。</li> <li>ii) 防災訓練等のイベントにおいてブース展示の実施</li> <li>iii) リーフレットを配布し、補助制度概要等の周知</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅に対する耐震改修工事<br/>補助戸数：1戸<br/>【令和4年度】</li> <li>・住宅に対する耐震診断<br/>補助戸数：7戸</li> <li>・住宅に対する耐震改修工事<br/>補助戸数：1戸</li> </ul> |
|--|--|---|

## (2) 自己評価（令和4年度分）

### [取組実績]

#### ①住宅所有者に対する直接的に耐震化を促す取組

耐震診断及び耐震改修補助等に関するリーフレットを、ダイレクトメールにて送付（711件）

#### ②耐震診断の実施者に対する耐震化促進

- ・耐震診断結果報告時におけるリーフレット等の配布・説明等により耐震改修を促進
- ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して、耐震改修補助等に関するリーフレットを送付。

#### ③改修事業者の技術力向上

- ・県主催の施工者向け講習会の実施。
- ・県ホームページに耐震改修事業者リストを公表

#### ④耐震化普及啓発の実施

- ・広報誌に耐震診断及び耐震改修補助等の内容を掲載し、耐震改修の必要性の周知（令和4年5、7、9月）
- ・パネル展示（住宅の耐震化について・耐震改修事例・補助制度の周知）を実施（令和4年10月、令和5年3月）
- ・窓口でのリーフレット等の配布

### [課題と改善策]

- ・耐震改修工事について、申請件数が目標件数に到達しなかった。  
⇒これまでの広報誌やホームページでの周知などに加え、令和3年度から新たに始めたダイレクトメールの送付を今後も継続的に行っていく。

## 5.アクションプログラムの取組み状況の公表

年度ごとに当該年度の取組み内容、目標及び実績を別紙に記載し、市ホームページにて公表する。